

小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領

平成 1 1 年 3 月 4 日
1 1 小 総 第 4 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小牧市が発注する建設工事の請負及び建設工事に係るその他の業務委託並びに建設工事以外の設計監理・調査測量、製造の請負・物品の購入等（以下「建設工事等」という。）の適正な履行を確保するため、指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）、その使用人又は下請負人が粗雑工事、工事事務、贈賄等（以下「事件」という。）を起こした場合の指名停止の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第 2 条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、小牧市指名審査会要綱（昭和 6 0 年 4 月 1 日施行）に規定する指名審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て別表各項に定めるところにより情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について指名停止の措置を行うものとする。

2 前項の審査は、次の各号に掲げる事件の区分に応じ、当該各号に掲げる審査会において行うものとする。ただし、事件が次の 2 以上の区分に該当するときは、契約検査課長が指定するいずれか 1 の審査会で審査するものとする。

(1) 土木工事に係る事件 小牧市土木工事指名審査会

(2) 建築工事に係る事件 小牧市建築工事指名審査会

(3) 物品に係る事件 小牧市物品購入指名審査会

3 指名停止の措置を行った場合で、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。この場合において、指名を取消した者に対する新たな指名選定は、原則として行わないものとする。

4 市長が指名停止の措置を行ったときは、審査会は、建設工事等の請負契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名

してはならない。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止の措置を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間内の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の措置を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止の措置を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の措置を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体について、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の措置を併せ行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第4条 有資格業者が一つの事件により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間（2年を超えるときは、2年）とする。ただし、同表6の項の(1)に定める期間は除く。

(1) 別表6の項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表7の項若しくは8の項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表7の項又は8の項の措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表 1 の項から 5 の項までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後 1 年を経過するまでの間に、同表 1 の項から 5 の項までの措置要件に該当することとなったとき。

(4) 別表 6 の項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後 1 年を経過するまでの間に、同表 7 の項から 1 2 の項までの措置要件に該当することとなったとき。

(5) 別表 7 の項から 1 2 の項までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後 1 年を経過するまでの間に、同表 6 の項又は 9 の項から 1 2 の項までの措置要件に該当することとなったとき。

(6) 別表 9 の項から 1 2 の項までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後 1 年を経過するまでの間に、同表 7 の項又は 8 の項の措置要件に該当することとなったとき。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前 2 項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項又は第 1 項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、2 年を限度として指名停止の期間を当該長期の 2 倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項又は前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

この場合において、同表 7 の項又は 8 の項の措置要件に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間（2 年を超えるときは、2 年）から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事件について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について

指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は市の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下同じ。）が、談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表7の項の(2)又は8の項の(2)の措置要件に該当したとき。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表7の項の措置要件に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(3) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に該当する罪をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項に該当する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表8の項の措置要件に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止等の通知)

第6条 市長は、指名停止措置、指名停止期間の変更又は指名停止の解除を決定したときは、決定を受けることとなった有資格業者に対し遅滞なくその旨通知するものとする。ただし、市長が通知する必要があると認めるときは、通知を省略することができる。

（下請の禁止）

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、本市発注の建設工事等の全部又は一部を下請することを承認しないものとする。

（指名見合せ）

第8条 市長は、有資格業者について別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いのある事実があると認められる場合又はその事実は確定していないが契約の相手方として不適当と認められる場合は、当該有資格者に対して指名見合せの措置を行うことができる。

2 指名見合せは、当該事件について不起訴又は有資格業者の責に帰すべき事由がないことが明らかになったときは解除する。

3 指名見合せ期間は、事件の経過内容等を勘案して停止期間に通算することができる。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、指名停止の措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（随意契約の特例）

第10条 市長は、緊急かつ当該有資格業者のみが実施可能な契約を締結する必要が生じたときに限り、審査会の承認を受け、指名停止期間中又は指名見合せ中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

（指名停止の公表）

第11条 市長は、指名停止の措置を行ったときは、速やかに指名停止業者、指名停止の期間及び指名停止の措置を行った理由を市ホームページへの掲載の方法により、公表するものとする。

2 前項の規定による公表の期間は、公表した日から指名停止の措置を行った日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

（その他）

第12条 この要領に適用しがたい事項で疑義が生じたときは、審査会の審議を経て、市長が決定する。

附 則

この要領は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領の規定は、平成 2 3 年 4 月 1 日以後に行う指名停止の措置について適用し、同日前に行った指名停止の措置については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領の規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日以後に行う指名停止の措置について適用し、同日前に行った指名停止の措置については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に開催される審査会に係る指名停止の措置について適用し、同日前に開催される審査会に係る指名停止の措置については、なお従前の例による。

別表（第2条、第4条、第8条関係）

	措 置 要 件	期 間
1 虚偽記載	市発注建設工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
2 過失による粗雑建設工事等	(1) 市発注の建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。 (2) 市内において、他の公共機関発注の建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 1月以上3月以内
3 契約違反	前項に掲げる場合のほか、市発注の建設工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上4月以内
4 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	(1) 市発注の建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。 (2) 県内において、他の公共機関又は民間発注の建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 1月以上3月以内
5 安全管理措置の不適切により生じた建設工事等関係者事故	(1) 市発注の建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (2) 市内において、他の公共機関又は民間発注の建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内 当該認定をした日から 2週間以上2月以内

	措 置 要 件	期 間
6 贈 賄	(1) 個人、役員及びその支店若しくは営業所を代表する者（以下「役員等」という。）又はその使用人で役員等以外の者（以下「使用人」という。）が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 役員等又は使用人が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人 (3) 役員等又は使用人が県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 2 4 月 逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 3 月以上 9 月以内 1 月以上 3 月以内 逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 3 月以上 9 月以内 1 月以上 3 月以内
7 独 占 禁 止 法 違 反 行 為	(1) 業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (2) 市発注業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 2 月以上 2 4 月以内 当該認定をした日から 1 8 月以上 2 4 月以内
8 談 合 又 は 競 売 入 札 妨 害	(1) 役員等又は使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 市発注業務に関し、役員等又は使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 1 2 月以上 2 4 月以内 逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 1 8 月以上 2 4 月以内

	措 置 要 件	期 間
9 不正又は不誠実な行為	(1) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2) 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）が、禁固以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内 当該認定をした日から 1月以上9月以内
10 不当要求行為等	小牧市不当要求行為等の防止に関する要綱（平成16年2月27日施行）第2条に規定する不当要求行為等を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
11 建 行 設 為 業 法 違 反	(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （次号に掲げる場合を除く。） (2) 県内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内 当該認定をした日から 2月以上9月以内
12 そ 事 の 案 他 重 大 な	前各項に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該業者が契約の相手方として不適当であると認められるとき。	指名審査会で決定

（注）別表中「市」とは、小牧市、小牧市水道事業、小牧市病院事業及び小牧市が出資した公社をいう。

※「暴力的不法行為等」については「小牧市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年2月5日施行）」にて対応する。